

社会保険審査官に対する審査請求の対象とならないもの

次の事項については、社会保険審査官に対する審査請求の対象にはなりませんのでご注意ください。

【共通事項】

- 決定（処分）の行われていないもの
- 決定（処分）に対する質問（決定理由など）や調査を求めるここと
- 保険者の相談対応や事務処理に対する不服に関するここと
- 陳情や要請（要望）に関するここと
- 現行の制度等に対する不服に関するここと
- 保険者の不作為によるもの

《健康保険関係》

- 被扶養者の認定に関するここと
- 第三者行為による事故の求償に関するここと
- 医療費の返還に関するここと
- 「医療費通知」や「傷病手当金の期間満了事前通知」等の文書に関するここと

《国民年金・厚生年金関係》

- 「年金記録の訂正請求」の決定に関するここと
- 障害給付に係る診断書の記載内容に関するここと
- 障害給付に係る「障害状態確認届」による等級変更（処分）がないことに
関すること
- 物価スライド特例水準等に関するここと
- 国民年金保険料の過誤納における還付に関するここと

《その他》

- ※ 健康保険法・厚生年金保険法に基づく保険料に関するこことは、直接、社会保険審査会へ審査を請求してください。
- ※ これらは、主な事例であり、これ以外にも審査請求の対象とならないものがあります。